国土交通省任期付職員　選考採用

（無人航空機の保険や講習機関資格に係る制度への法務支援　弁護士）

国土交通省では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成１２年法律第１２５号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の職種の職員を募集します。

専門官（課長補佐級）として採用後、国家公務員採用　任期付職員として任用されます。

１．職務内容

無人航空機等の安全の確保及び無人航空機等の航行に起因する障害の防止並びに無人航空機等の航行の安全の確保の制度に関する法務支援、無人航空機等に係る航空従事者教育等の制度に関する法務支援に従事します。

具体的には、無人航空機講習を行う登録講習機関（自動車運転免許でいうところの指定自動車教習所）の登録・運用を含むライセンス制度、無人航空機の飛行許可・承認制度、無人航空機の飛行における保険制度の検討等に関する法務面での調整事務になります。

２．採用予定人数

１名

３．採用予定日と任期

令和９年６月１日（左記を原則としますが事情を配慮しますので、ご相談ください）

任　期　：採用日から３年間（応相談）

採用日から５年を超えない範囲内で、その任期を更新することがあります。

４．勤務地

国土交通省航空局安全部（東京都千代田区霞ヶ関２－１－３　中央合同庁舎第３号館）

５．応募要件

上記１．の職務内容に従事することを考慮し、以下の①及び②の要件を満たすこととします。なお、採用にあたり継続勤務が可能であることも必須要件とします。

①　大学卒業以上の学歴を有すること

②　弁護士資格を有し、弁護士として３年程度以上の実務経験者

ただし、以下に該当する方は応募できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者

○　拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○　一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

○　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3)　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

６．待遇等

［1］　採用形態

任期付職員法に基づき、任期付の常勤の国家公務員として採用します。国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

［2］　給与

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき支給。

※出張する際には出張旅費が支給されます。

［3］　勤務時間・休暇

勤務時間は原則１日７時間４５分で、土・日曜日及び祝日、年末１２月２９日～年始１月３日はお休みです。勤務の例として週５日勤務、午前９時３０分から午後６時１５分（休憩時間１時間（昼休み）含む）。

なお、行政サービスに支障のない一定の範囲内でフレックスタイム制を導入しており、コアタイムの短縮や休憩時間の申告制などの制度改正により、さらに柔軟な働き方が可能です。

休暇は、年２０日の年次休暇（年の途中で新たに職員となった場合、その年の在職期間に応じて付与され、２０日を限度に翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワークライフバランス（仕事と家庭の両立）支援事業として、育児休業制度があります。

［4］　加入保険等

国家公務員共済組合に加入

７．選考方法

一次選考：書類選考

※ 応募書類受領後、２週間以内に選考を行います。

※ 書類選考の結果、二次選考を行う方へ面接試験の日時・場所等をご連絡いたします。

二次選考：面接試験

※ 二次選考は国土交通省（東京都千代田区霞が関２－１－３）で行います。

８．応募方法

応募書類提出先にご連絡の上、次の書類を下記担当宛てに郵送してください。

応募書類は合否の結果によらず返却いたしません。なお、応募書類に記載されている個人情報は、選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

(1) 提出書類

○ 履歴書（様式自由・写真貼付）

○ 職務経歴書（様式自由・業務実績を記述）

○ 弁護士資格証明書の写し

○ 志望理由をまとめたもの（Ａ４横書き・自筆 1000 字程度）

「テーマ：航空安全行政に関わる弁護士の役割について」

(2) 応募受付期間

採用者決定次第公募終了

(3) 提出先

〒100-8918　東京都千代田区霞が関 ２－１－３

国土交通省 航空局 安全部安全企画室 専門官　辰己智之

電話：03-5253-8111（内線：48334）

９．その他

採用内定者に選考された方は、短期間で採用関係の書類を整えてご提出を頂きます。

健康診断を自己負担で受診した結果、学歴を証明する書類（卒業証明書等）、職歴を証明する書類（在職証明等）などが事務手続きで必要になります。

現在職に就いておられる方は、常勤職員として採用するに当たり、採用日までに現在の職から退職して頂く必要があります。

以上